

生徒心得

1. 総則

校訓（桃李の精神）

『桃李不言下自成蹊（史記李將軍伝賛）』

人里離れた深い山の桃李(桃やすもも)は美しい花が咲き、おいしい実を結ぶ。深い山のために直ぐ人目にはとまらないが、一度見つけだされればそれを愛でようと人々の歩も繁くなり、谷間に尾根に自然、小蹊（こみち）が作られる。

そのように人間も香り高い徳を内に持っていれば、自ら求めなくても、人々はその徳を慕い集まってくるものであるとの意味。

本校の教育目標

- 1 感性と品性を養うきめ細やかな教育を通じて、自ら学び続ける姿勢を育みます。
- 2 果てしない知的的好奇心と論理的探究心に磨きをかけ、豊かな教養と創造力を育みます。
- 3 これからのグローバル社会において、多様な文化を理解し、課題解決に向けて果敢にチャレンジする心を育みます。

校訓を具現化するための教育目標に沿って、健康で明るい学校生活を送るべく、常に自己の生活を律し、集団生活の秩序を維持するよう努める。

2. 校内生活

学校は、集団生活をしながら教育目標を実践する場であることを念頭に置き、礼節を重んじ秩序ある生活を心がけること。

- ①人の尊厳を傷つける言動を慎み、信頼し合える人間関係を作るよう努力すること。
- ②校内の施設、備品などの公共物を大事にすること。授業以外で使用する場合は許可を得ること。
- ③設備、備品などを破損・破棄したときは直ちに届け出ること。その状況によっては実費を弁償すること。
- ④校内は整理整頓に心がけ、落ち着いた雰囲気での学習できるようにすること。
- ⑤登校後はみだりに校外に出てはならない。必要な場合は許可を得ること。
- ⑥校内で火気を使用するときは事前に許可を受け、その取り扱いに十分注意すること。
- ⑦校内で、集会、金銭徴収、物品の配布・販売、ポスター等の掲示をする場合は許可を得ること。

3. 服装

服装は本校指定の制服を着用し、清潔、端正を旨とし、変形、改造は認めない。登校時は勿論使用時も含めて制服を着用するときは、福島成蹊高校の代表としての自覚を持ち、正しい着用をすること。内面を磨くためには、外見は飾ることなく質素を旨とし清潔に保つことが必要です。飾るための技巧をほどこさず、周りに不快感を与えないよう身だしなみには気を配ること。

○フォーマルは公式行事では必ず着用する

○冬服（10月～5月）、夏服（6月～9月）を基準とするが、気候等を考慮し期間の変更もある

項 目		備 考
制 服 (フォーマル)	男子 制服・シャツ ソックス ※夏制服 ソックス 女子 制服・ブラウス ソックス・タイ ※夏制服 ブラウス ソックス・タイ	指定学生服上下 長袖白無地ワイシャツ 指定紺ソックス（Sマーク） 指定青開襟シャツ 指定夏ズボン 指定紺ソックス（Sマーク） 指定ブレザー 指定紺スカート 指定白ブラウス 指定紺ハイソックス（Sマーク） えんじスコットタイ ブルーグレーベスト ブルーグレースカート（無地） 指定白ブラウス(盛夏時にはサマーブラウスに替える) 指定紺ハイソックス（Sマーク） えんじスコットタイ
(日 常)	男子 制服 ソックス 女子 制服 スカート スラックス タイ ソックス ※ストッキング・タイツ ベルト	指定セーター 指定ポロシャツ ・ソックス（白・紺・黒） <u>無地かワンポイントのみ</u> 指定カーディガン 指定ニットベスト 指定ポロシャツ 指定盛夏服 指定チェックスカート 紺・緑スコットタイ ・ソックス、ハイソックス(白・紺) <u>無地かワンポイントのみ</u> ・ストッキング（黒・紺・肌色） タイツ（黒・紺） ・「黒」または「茶」とし、柄ものや穴の多いものは禁止
防 寒 着	コート 手袋 マフラー	・「黒」「紺」「茶」「グレー」の単色を基調とし、華美でないものとする（ジャンパー、パーカー等は使用しない） ・マフラーや防寒用帽子は派手でないものとする
く つ	上履き 通学靴	・指定サンダル（学年カラー） ・ローファー型革靴（黒・茶）を基本とする ・日常の通学は、運動靴（スニーカー）も可とするが、色は華美でないもの（黒・茶・紺・白）を基調とし、ラインや紐についても同様とする
く つ	防寒靴	・ブーツは踵の高さ5cm以内とし、編み上げや派手なデザインのもの禁止する

	体育時シューズ	・指定シューズ（体育館・屋外）
カバン	通学カバン	・カバンとして機能するもので、 <u>他校指定または他校名入りのカバンは禁止する</u> ・紐が華美なもの、柄が派手なものも禁止する (通学時、制服に見合ったカバンを持つ)
体育時	ジャージ	・本校指定ジャージ上下 (夏は指定Tシャツ、指定ハーフパンツ)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・化粧、アクセサリ（指輪、ピアス、ネックレス、ブレスレットなど）、マニキュア（ペディキュア）長い爪、香水、香のある整髪料（無臭でも過度の使用）は禁止する ・刺青（タトゥー）、剃りこみ、眉剃り、無精ひげなどは禁止する 	

※ ◎規定の服装以外をやむを得ず着用するときは「異装願」を提出すること。

※ スカート丈は膝頭にかかるようにする。

※ ワイシャツ、ブラウスの裾だしはしない。

※ ワイシャツ、ブラウスのインナー（下着など）は無地単色(白・紺・黒)を原則とする。





4. 頭髪、身だしなみ

学校は学習の深化を図るのみならず、人間としての成長を学ぶところです。内面を磨くためには、外見は飾ることなく、質素を旨とし清潔に保つことが必要です。飾るための技巧をほどこさず、TPO(時、場所、状況)を考えた身だしなみに気を配ること。

頭 髪	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・頭髪は常に清潔に保ち整髪に努める。 ・頭髪には手を加えない。 (<u>パーマ、脱色、染色、極端なカット、巻き髪や編み込みなど</u>) ・<u>肩にかかるような長い髪は束ねることが望ましい。</u> <u>束ねる際には、ゴム(黒、紺、茶)を使用し、シュシュ等の飾りは使用しない。</u>
-----	----	--

5. 所持品

学校は学習の場です。学習に関係のないAV機器、ゲーム機、遊具、雑誌等、また、他人に恐怖感や危害を与える恐れのある物品の持込は禁止する。

- ① 所持品には全て明瞭に記名し、紛失等の恐れのないよう責任を持って管理すること。
- ② 校内での携帯電話の使用は禁止する。電源を切りバックにしまうこと。
- ③ 校内に携帯電話を持ち込む場合は、フィルタリングに加入すること。

(携帯電話の使用について参照)

6. 登下校

福島成蹊高校の生徒として、また社会の一員としての自覚を持ち交通ルール、公衆道徳を遵守することに心掛ける。

- ① 登下校（休日・休業日の部活動での登下校を含む）には、正規の制服を着用する。
- ② 通学鞆は、鞆として機能するもので、他校指定または他校名入りバック、華美なもの、だらしのないものは禁止する。
- ③ 自転車通学者は、許可証(ステッカー)を貼った自転車を使用し、定められた自転車置き場に置き2つ以上施錠すること。(自転車通学許可願参照) 自転車保険に必ず加入すること。
- ④ 整備不良や、変形ハンドル等の改造した自転車での通学は禁止する。
- ⑤ 車、バイク等を運転しての通学は禁止する。

7. 自動車、バイクの運転免許証について

本校では、生命・安全の尊重、高校生の事故防止などの視点から、「4+1ない運動」(高校生は免許を取らない、車を持たない、運転しない、乗せてもらわない、親は子供の要求に負けない)を推進しています。

- ① 運転免許は、3年生の2学期末考査終了後に許可を得てから取得すること。
- ② 免許取得の許可は、生活行動上問題のない者、赤点のない者、進路が決定している者を原則とし、在校中の運転は禁止する。(自動車教習所通学願参照)

8. 携帯電話

携帯電話はマナーを守って使用するものです。電車やバス、映画館など公共の場所での使用は周りに不快感をもたらすとともに、歩行中や自転車利用中の携帯電話等の使用は、自分自身や周囲への危険性を高めます。また、迷惑メール、他人のプライバシーを無視したカメラ撮影、ホームページへの誹謗中傷などは犯罪行為になりかねません。このように携帯電話は、使い方によって「便利なもの」から「迷惑なもの、相手に悪影響を及ぼすもの」になってしまいます。以上のことから、学校という公共の場所では、携帯電話の電源を切り（ストラップが見えないように）バックにしまうこととします。

細則

- ・通話、メール機能、カメラ機能、時計の代わり、計算機としての使用も禁止する。
- ・校内では携帯電話の電源を切り、携帯電話および携帯電話に付けたストラップがみえないようにバックにしまい、見えるところ（机上、ポケット）には置かない。

次の場合はマナー違反です。マナー違反の指導を行います。

- ・携帯電話を使用した場合
(通話、メール、カメラ、時計、計算機など、携帯電話に付属する全ての機能を使用した場合を含む)
- ・着信機能（音、バイブレーション）や目覚まし機能などが作動した場合

9. アルバイト

高校生は学業を中心とした生活を送らなければなりません。アルバイトは責任と危険を伴い学業に支障をきたすことが考えられますので行う場合は次のことを守ること。

- ①保護者の承認と責任の下でなされるものであること。
- ②実施する前に、「アルバイト許可願」を提出すること。
- ③法律で禁止されている業務には就かない。
- ③ 授業、学校行事を欠席してのアルバイトは行わない。
- ④ 学校生活上の問題が発生した場合は、アルバイトの制限、変更、中止をする。

10. 校外生活

校外においては、各自が福島成蹊高校を代表するとの自覚を持ち、福島成蹊高校の生徒として恥じない行動をし、その体面を保つよう心掛けること。個人の不適切な言動は、福島成蹊高校が地域社会から非難を受けることとなります。

- ①風紀上、高校生としてふさわしくない場所への出入りは禁止します。
- ②異性との交際は自己の立場を自覚した上で、お互いの人格を尊重し節度ある態度で臨むこと。
- ③保護者の監督下にあることを自覚し、社会ルール、家庭のルールを守ること。
- ④万が一、校外において事故、非行、反社会的行為、違法行為など何か問題が生じた場合は、速やかに学校に連絡すること。

携帯電話

1. 考え方

05年6月より、「携帯電話の校内持込を認めるが、校内での使用は禁止する」という校則になりました。持ち込み禁止の指導には次の問題点が考えられました。

- ・禁止という指導を行う場合には理由を明確にして、納得をさせなければならない。
- ・相手が納得しなければ圧力にしかならない。力の管理教育になりかねない。
- ・指導(禁止)が徹底しなければ形骸化し、「見つからなければよい」という風潮になりかねない。
- ・禁止と言いながら黙認すれば、禁止の指導の信頼を失う。他の校則にも不信感が出る。
- ・守れないルール(守らせられない)ルールはつukらない。

以上のことから、禁止の指導から持ち込みは認め、校内で使用した場合はマナー違反の指導を行うことにしました。

2. 指導方針

①マナー違反の指導をする場合

・携帯電話を使用した場合(通話、メール、カメラ、時計、計算機など、携帯電話に付属する全ての機能を使用した場合を含む)

- ・着信機能(音、バイブレーション)や目覚まし機能などが作動した場合

②口頭で嚴重注意をして、電源を切りバックにしまうよう指導する場合

- ・使用や作動はしていないが、携帯電話を見えるところに置いた場合